

制定	平成22年	4月	1日	規程第3号
改正	平成22年	11月	26日	規程第46号
改正	平成23年	9月	27日	規程第10号
改正	平成25年	6月	26日	規程第9号
改正	平成25年	11月	29日	規程第14号
改正	平成26年	12月	17日	規程第6号
改正	平成28年	3月	17日	規程第1号
改正	平成28年	12月	20日	規程第21号
改正	平成29年	12月	22日	規程第17号
改正	平成30年	12月	18日	規程第16号
改正	令和元年	12月	18日	規程第23号
改正	令和2年	3月	16日	規程第1号
改正	令和2年	11月	30日	規程第11号
改正	令和2年	11月	30日	規程第12号
改正	令和3年	11月	30日	規程第11号
改正	令和3年	11月	30日	規程第12号

地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事（以下「理事長等」という。）及び監事の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 理事長等の報酬は、次の各号の定めるところにより支給する。

- 一 常勤の役員 基本給、通勤手当及び賞与
- 二 非常勤の役員 非常勤役員手当

2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則及び地方独立行政法人山梨県立病院機構特別職非常勤職員規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が役員を兼ねるときは、役員報酬については支給しない。

(基本給)

第3条 理事長等の基本給の月額は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 理事長 1,190,000 円
- 二 副理事長 914,000 円
- 三 理事 771,200 円

2 前項の規定にかかわらず、山梨県又は法人を退職し、引き続き理事長等となった者に対する基本給の月額は、341,000 円とする。

(通勤手当)

第4条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

(賞与)

第5条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する理事長等に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した理事長等についても同様とする。

2 賞与の支給額は、基準日現在の基本給の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第57条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 理事長は、地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会が行う業績評価の結果を受け、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前項に規定する賞与の額の100分の10の範囲内で、これを増額又は減額することができるものとする。

4 第2項に規定する在職期間は、山梨県又は法人を退職し、その退職の日の翌日から役員となった場合におけるその者の山梨県又は法人の職員としての在職期間を含むものとする。

5 賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、職員の例による。

(監事の報酬)

第6条 監事の報酬の額は、月額50,000円とする。

2 前項に定める額のほか、監事の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(日割計算)

第7条 新たに理事長等となった者には、その日から基本給を支給する。

2 理事長等が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本給を支給する。

3 理事長等が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により基本給を支給する場合における日割計算の方法につい

ては、職員の例による。

(報酬の支払方法)

第8条 理事長等及び監事（以下「役員」という。）の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合は、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により算定した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(退職手当)

第10条 役員の退職手当については、役員退職手当規程に定める。

(雑則)

第11条 役員の報酬及び退職手当の支給方法、支給制限等については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(報酬の特例)

第2条 平成23年10月1日から平成27年3月31日までの間（平成25年7月1日から平成26年3月31日までの期間（以下「特例期間」という。）を除く。）に係る理事長等の基本給の月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、理事長にあっては、その100分の10、副理事長、理事にあっては、その100分の7に相当する額を減じた額とする。ただし、賞与の額の算出の基礎となる基本給の月額は、減額しないものとする。

(特例期間における報酬の特例)

第3条 特例期間に係る理事長等の基本給の月額は、第3条第1項、附則第2条の規定にかかわらず、理事長にあっては、その100分の20、副理事長、理事にあっては、その100分の15に相当する額を減じた額とする。ただし、賞与の額の算出の基礎となる基本給の月額は、減額しないものとする。

附 則（平成 22 年規程第 46 号）

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規程第 46 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規程第 10 号）

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年規程第 9 号）

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年規程第 14 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 26 年 6 月に支給する賞与に関する特例措置）

第 2 条

1 平成 26 年 6 月に支給する賞与の額は、この規程による改正後の地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程（次項において「新規程」という。）第 5 条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される賞与の額（以下この項及び次項において「基準額」という。）から、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は、支給しない。

一 地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程第 5 条の規定により平成 25 年 12 月に支給された賞与の額

二 前号に掲げる賞与の額の算定について、この規程による改正前の地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程第 5 条中「100 分の 155」とあるのを「100 分の 150」と読み替えて同条の規定を適用するものとした場合に算定される額

2 職員から引き続いて、理事長等となった者に対して平成 26 年 6 月に支給する賞与の額は、新規程第 5 条及び前項の規定にかかわらず、基準額から、職員給与規程（平成 25 年規程第 15 号）附則第 2 条の規定の例により算定した額（これらの規定に規定する調整額に相当する額に限る。以下この項において「特定調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、特定調整額が基準額以上となるときは、賞与は、支給しない。

附 則（平成 26 年規程第 6 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 1 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 21 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 17 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 16 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規程第 23 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 1 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 11 号）

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 12 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 11 号）

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 12 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。